

I 水道の概況

1 水道の歴史

(1) 水道の創設

本県における水道事業の始まりは明治 45 年である。この年、八東郡野波村（現松江市島根町）沖泊集落において、共同井戸に起因する集団腸チフスが発生し数多くの犠牲者を出した。集落の人たちは当時の医師の勧めにより、30 戸の集落に共同栓 2 カ所を設けた。これが最初の水道事業である。

その後、大正 3 年、松江市に給水人口 50,000 人の本格的公営水道事業が実施され、さらに大正 6 年、現出雲市の一部に給水人口 200 人の今市水道需要者組合が発足。以後、益田市、浜田市、安来市等に逐次普及した。

昭和 27 年、簡易水道等に対する国庫補助政策が確立し、同時に県費補助制度が設けられたため、全県的にその普及への関心が高まった。大和村（現邑智郡美郷町）営水道事業を始め、各地に新設あるいは拡張がみられた。昭和 30 年度には、給水人口 16 万人となり、普及率は約 20%となった。昭和 32 年 12 月水道法の施行により、一層の普及促進と維持管理の徹底が図られることとなった。

昭和 35 年広域簡易水道事業に補助制度が制定され、当時配管延長日本一といわれた延長 131 km、給水人口 28,000 人の斐川町・宍道町広域簡易水道や、松江・鹿島広域簡易水道が整備された。

(2) 県東部の水道用水供給事業

さらに国の施設整備促進計画に呼応し、県においても普及並びに施設整備の促進を図るため、昭和 40 年度を初年度とする水道整備 5 カ年計画を策定した。この計画の一環として、昭和 42 年度には飯梨川県営用水供給事業に着手し、昭和 44 年 7 月に竣工した。これによって、松江市、安来市、東出雲町の 2 市 1 町の水道は用水の不足を一応解消することとなった。

その後、昭和 48 年夏の県東部における渇水は、松江市を中心に深刻な水不足が生じ、他市町村の応援給水、自衛隊の給水出動、人工降雨実験などが行われた。しかし、実に 134 日にもわたる給水制限は市民生活に多大な影響を与え、新しい水源開発が強く要望された。

このため新たな水道用水供給事業が計画され、昭和 48 年度に飯梨川上流の山佐ダムを水源とした施設の建設が始まり、昭和 55 年 6 月に完成した。これにより松江市、安来市、東出雲町（現松江市東出雲町）、八束町（現松江市八束町）の 2 市 2 町に日量 36,000 m³の供給が開始された。

また、県東部地域での将来的な水不足に対応するため、斐伊川神戸川治水事業の一環として、雲南市から奥出雲町にかけて建設された尾原ダムを水源とする新たな水道用水供給施設が平成 22 年度に完成し、平成 23 年度から順次供用開始されている。

(3) 県中部の水道用水供給事業

中部圏域における江の川水系八戸川に昭和 51 年 3 月に築造された八戸ダムには、日量 230,000 m³（工水 203,000 m³、上水 27,000 m³）の都市用水が確保されている。こ

のうち工業用水 50,000 m³、水道用水 27,000 m³については昭和 55 年度から上水、工水の共同事業として水道施設の建設工事に着手し、昭和 60 年 4 月から給水を開始した。

この江の川用水供給事業は、江津市、大田市の 2 市に日量 27,000 m³を供給し、各市の水不足を解消しようとするものである。

(4) 隠岐の水道事業

隠岐島の水道は、昭和 28 年度からの離島振興法の施行とともに急速に整備され、平成 21 年度には上水道 1 カ所、簡易水道 23 カ所となり普及率は 99%に達している。

2 水道整備計画

(1) 島根県水道整備基本構想（昭和 54 年度策定、平成元年度改定）

東部・中部・西部・隠岐の県下 4 圏域において、各市町村の水道施設整備計画との調整を図りながら広域化を推進し、各圏域内の水道一元化を目指す。

(2) 中部地域広域的水道整備計画（昭和 54 年度策定）

江の川水系の八戸ダムが水源である県営用水供給事業を中核として、圏域内の水道一元化を図る。

(3) 東部地域広域的水道整備計画（平成 4 年度策定）

布部ダム（飯梨川）、山佐ダム（山佐川）、斐伊川水系尾原ダムを水源とする県営用水供給事業を中核として、水需要を確保するとともに、圏域内の水道一元化を図る。

(4) その他の関連する計画

○島根県水道水質管理計画（平成 5 年度策定、平成 19 年度改正）

水道水質基準の見直しを伴う項目の増加・多様化、検査技術の高度化に対応する適正かつ計画的な水質検査体制の確立を目指すとともに、水質管理目標設定項目に係る水質の監視を行う。

3 水道普及の概要

県全体の水道も着実に整備され、平成 22 年度末では上水道 14 カ所、簡易水道 189 カ所、専用水道 35 カ所の計 238 カ所、給水人口 68 万 9 千人、普及率は 96.7%に達している。水道事業者等の努力により給水区域の拡張は年々進んでいるが、未普及地域は山間部の集落に多いため、依然として全国平均（97.5%）からは 1 ポイント近い差がある。

一方で、厚生労働省や他省庁の補助を受けて整備した小規模水道施設や、県及び市町村の補助で整備した飲用井戸により、1 万人以上に飲料水が供給されている。この他に給水区域内にも未給水人口が 3 千人以上あり、これらを含めた整備率は 98.8%となっている。

4 水道の課題

(1) 未普及地域の解消

各市町村では水道未普及地域解消計画を策定し、水道の普及を進めているが、未普及地域の多くは給水原価が高くならざるを得ない中山間地域等であるため、計画どおりの整備が進んでいない。このような地域では、代替策として飲用井戸の整備などによる飲用水確保対策を含めて検討する必要がある。

(2) 水道施設の耐震化

平成 22 年度末における本県の上水道の管路耐震適合率は 22.0% (全国平均 31.0%)、浄水施設耐震化率は 20.5% (同 18.7%) に留まっている。

本県は、小規模施設が散在しているため、全面的な耐震化は困難であるが、重要施設を中心に着実に耐震化等自然災害への備えを施していく必要がある。

(3) クリプトスポリジウム対策

本県のクリプトスポリジウム等の水質対策については、対応不要または対応済みの浄水施設は人口比で 94.3% にのぼっているが、今後対応が必要な施設は 58 施設あり、計画的に対処する必要がある。

(4) アセットマネジメント

上水道事業においては既に更新期を迎えている施設が多く、昭和後期以降整備された簡易水道事業においても、これから更新需要が増加する。

人口の減少による更新財源の不足が想定される中、水道事業の経営統合を契機とした施設の統廃合や、アセットマネジメント等により、計画的な更新を行うとともに、更新需要に対応した費用の確保に努める必要がある。

(5) 水道事業の統合

簡易水道等施設整備事業の改正に伴い、本県でも平成 28 年度までに全ての市町村・企業団ごとに 1 水道事業に統合する予定である。このため、平成 28 年度までに、限られた予算と人員を有効に活用し、国庫補助事業等を利用した施設整備や経営統合事務を計画的に進めなければならない。

(6) 水道法規制外の水道（飲用井戸、小規模水道施設、小規模貯水槽水道等）

水道未普及地域の飲用水を賄う飲用井戸や小規模水道施設、10 m³以下の貯水槽水道は、水道法の規制対象外であるが、利用者の健康を守るため、設置者に対して、衛生管理等の継続的な指導助言が必要である。